

「子育て支援に関する行政評価・監視 – 保育施設等の安全対策を中心として – 」の勧告に対する改善措置状況（1回目）

勧告先：内閣府、厚生労働省 勧告日：平成30年11月9日 回答日：令和元年10月17日（内閣府）、10月4日（厚生労働省） 改善状況：10月1日現在（内閣府）、9月30日現在（厚生労働省）

1 保育施設等における重大事故対策の徹底・推進

主な勧告（調査結果）〔内閣府及び厚生労働省〕

- ① 重大事故対策の重要性の認識
睡眠中の呼吸等点検などの**重大事故対策の重要性**を保育施設等に周知徹底することを地方公共団体に対し要請
○ 重要性の認識不足から、睡眠中における呼吸等点検などの重大事故対策を未実施の保育施設等あり
- ② 重大事故対策の監査事項への位置付け
保育施設等における**重大事故対策の実施状況**を地方公共団体の**監査時の確認事項の一つとして明確に位置付けて**提示し、適切な指導を要請
○ 重大事故対策の実施状況を国は監査時の確認事項として明確に位置付けていないことから、ほとんどの地方公共団体で、監査時に未確認かつ必要な指摘・助言を未実施

主な改善措置状況

- ① 内閣府及び厚生労働省は、令和元年8月、**重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策(※)の重要性**について、管内の保育施設等への**周知徹底**を図るよう都道府県等に対し要請
※ 睡眠中の呼吸等点検やプール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置など
- ② 内閣府及び厚生労働省は、本年度中に地方公共団体の保育施設等に対する監査に係る各種通知を改正し、**重大事故対策の実施状況を監査時の確認事項の一つとして明確に位置付ける予定**



睡眠中の呼吸等点検をしていませんね！？

2 保育施設等で発生した事故の的確な把握

主な勧告（調査結果）〔内閣府及び厚生労働省〕

- ① 重大事故の範囲の明確化
重大事故の範囲を、誤認を招かないよう**明確**にした上で、**国への報告を励行**するよう保育施設等に周知徹底することを地方公共団体に対し要請
○ 事故範囲の誤認により、治療期間30日以上の骨折等の重大事故を未報告の保育施設等あり
- ② 重大事故報告の監査事項への位置付け
保育施設等における**重大事故の報告状況**を地方公共団体の**監査時の確認事項の一つとして明確に位置付け**。監査の機会等を通じて、例えば、**保険給付の請求に係る資料を活用した重大事故の報告状況の確認**を要請
○ 重大事故の報告状況を、国は監査時の確認事項として明確に位置付けていないことから、ほとんどの地方公共団体で、監査時に未確認かつ必要な指摘・助言を未実施
○ 保育施設等が(独)JSCに請求した「災害共済給付」事案を分析した結果、重大事故に該当する可能性が高い事案でも未報告のものあり

主な改善措置状況

- ① 内閣府及び厚生労働省は、令和元年8月、国への報告の対象となる**重大事故の範囲は、30日以上の治療期間を要する負傷や疾病を伴う事故**で、これらは**全て国への報告の対象**となる事故である旨を都道府県等に対し改めて**通知**。管内の保育施設等に対し、該当する事故があった場合は、**報告を励行**するよう都道府県等に要請
- ② 内閣府及び厚生労働省は、次の措置を講ずる予定
 - i) 本年度中に地方公共団体の保育施設等に対する監査に係る各種通知を改正し、**重大事故の国への報告状況を監査における確認事項の一つとして明確に位置付け**
 - ii) 上記 i) の改正を行う際には、**保険給付の請求に係る資料を活用して重大事故の報告状況を確認する方法があることを例示**

3 処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底

主な勧告(調査結果) [内閣府及び厚生労働省]

- ① **賃金改善確認時の賃金台帳の活用**
 保育施設等における**保育従事者等の賃金改善(※)**の状況について、監査の機会等を通じて**賃金台帳等を活用した確認を行うよう**地方公共団体に**対し要請**
 ○ 半数以上の地方公共団体では、保育従事者等の賃金加算の状況について、国が示した方法では確認が十分できないとして、独自に賃金台帳等を活用し、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認
- ② **賃金改善確認の取組例の収集・提供**
 保育従事者等一人一人の賃金改善の状況の確認に係る地方公共団体独自の創意工夫した**取組例を収集し、情報提供**
 ○ 独自の様式を定めるなどして保育従事者等の賃金改善の状況を確認していた地方公共団体の中には、賃金改善のために支給された金額の半分以上を経営者の親族1人に配分している事実を発見した例あり

※ 「賃金改善」とは、保育従事者等の平均勤続年数やキャリアアップなどの取組に応じて国が人件費を加算する仕組みに基づき、保育施設等が保育従事者等の賃金を増額させること

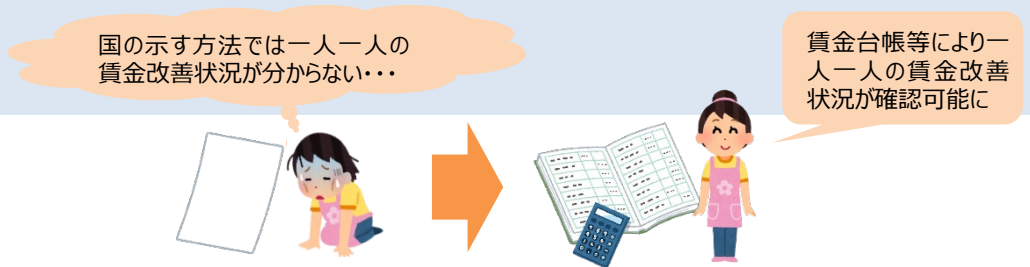
4 保護者の安心に資する情報の開示の推進

主な勧告(調査結果) [内閣府及び厚生労働省]

- 保育士等の配置数など法令上、保育施設等に**掲示や書面交付等**が求められる情報について、監査の機会等を通じて、**情報開示の重要性や制度の内容を保育施設等に周知**
 ○ 保育士等の配置数など法令上、保育施設等に**掲示や書面交付等**が求められる情報について、開示の重要性や制度の無理解から、未開示の保育施設等あり

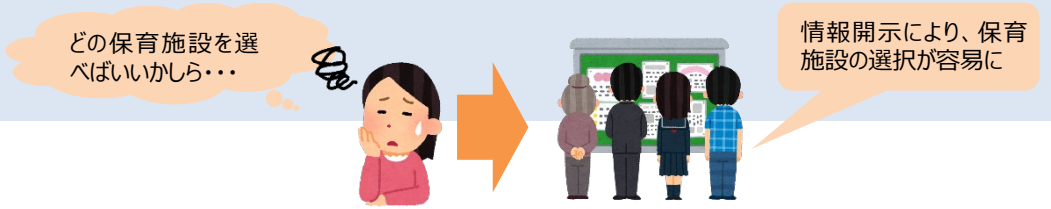
主な改善措置状況

- ① 内閣府及び厚生労働省は、平成31年2月、**保育施設等における保育従事者等一人一人の賃金改善の状況**について、監査の機会等を通じて**賃金台帳等を活用して確認を行うよう**、「都道府県等説明会」(都道府県等の子育て支援担当部局の担当者を参集した会議)において**要請**
- ② 内閣府は、令和元年10月、全国の地方公共団体から収集した賃金改善の確認に当たり参考となる保育従事者等一人一人の賃金改善の確認方法や様式を地方公共団体に提供予定



主な改善措置状況

- 内閣府及び厚生労働省は、平成31年2月、保育士等の配置数など**法令上、保育施設等に掲示や書面交付等**が求められる情報について、監査の機会等を通じて、**情報開示の重要性や制度の内容を保育施設等に周知徹底**を図るよう「都道府県等説明会」において**要請**



子育て支援に関する行政評価・監視 －保育施設等の安全対策を中心として－ の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成29年4月～30年11月
- 2 対象機関 調査対象機関：内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省
関連調査等対象機関：独立行政法人日本スポーツ振興センター、都道府県（15）、市町村（29）、保育施設（149）、関係団体

【勧告日及び勧告先】 平成30年11月9日 内閣府、厚生労働省

【回答年月日】 令和元年10月17日（内閣府）、令和元年10月4日（厚生労働省）

※ 改善状況は内閣府が令和元年10月1日現在、厚生労働省が令和元年9月30日現在

【調査の背景事情】

- 保育施設等を利用する児童は、女性の社会進出などに伴い、年々増加しており、平成29年4月時点で約255万人（前年比約8.8万人増）となり、待機児童数は2万6,081人に達している。
- 国は、待機児童の解消に向けて、「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月）や「子育て安心プラン」（平成29年6月）に基づき、保育の受皿整備を進めているが、保育施設等は量的な拡大と同時に、保育従事者の安全管理に関する知識や技術を向上させるなど質的な面を充実させることも重要である。
- 内閣府及び厚生労働省によると、平成24年から28年までの過去5年間で国に報告のあった保育施設等における骨折等の重大事故の件数は1,435件で、うち死亡事故は81件発生している。また、平成28年3月に発表された厚生労働省の調査研究事業の結果によると、3割の保育施設において食物アレルギー児童への誤食・誤配が発生している。
- 保育施設等は、関連する各種法令・指針等に基づき、受け入れた児童数に応じ、一定数以上の保育従事者を配置しなければならないほか、保育事故や災害等に備えた点検、事故防止のための研修や訓練を実施することが求められている。
- また、国は、都道府県や市町村に対し、定期的な立入検査を実施し、保育施設等の運営状況を確認するよう要請するとともに、死亡事故や治療に長期を要する負傷などの重大事故が発生した場合は、保育施設等に事故の詳細を報告することを義務付けている。
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、安全で安心して子どもを預けることができる環境の整備を図る観点から、保育施設等及び行政機関における安全対策の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>2 保育施設等における重大事故対策の徹底・推進 (1) 重大事故の発生を防止するための対策の徹底・推進 (勧告要旨)</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、保育施設等における重大事故発生防止対策を徹底させ、推進する観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 重大事故の発生を防止するために、i) 睡眠中の呼吸等点検、ii) プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置、iii) 誤えん事故防止に係る食材点検、iv) 日常保育中の施設内点検、v) アレルギー児の把握及び誤食防止措置といった重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策が保育施設等において確実に実施されるよう、地方公共団体に対し、これらの対策の重要性を保育施設等に周知徹底することについて要請するとともに、保育施設等におけるその実施状況を把握し、例えば、小規模な保育施設等でも適切な対策を行っている事例や、点検表を用いて確実に各種点検を実施している事例等の必要な情報について地方公共団体を通じて保育施設等に提供すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等> 国（内閣府、文部科学省及び厚生労働省の関係 3 府省）は、「教育・保育施設等における事故防止等ガイドライン」（以下「事故防止等ガイドライン」という。）を定め、重大事故が発生しやすい5 場面（①睡眠中、②水遊び中、③誤えん（食事中）、④誤えん（玩具等）、⑤食物アレルギー）を例示し、場面ごとに示した注意事項を踏まえた対応をとるよう地方公共団体を通じて、管内の施設・事業者で広く活用されるよう周知を要請している。</p> <p><主な調査結果> 今回、調査対象とした 149 保育施設における事故防止等ガイドラインに例示された呼吸等点検や食材点検などの重大事故防止対策の</p>	<p>(内閣府及び厚生労働省)</p> <p>→ 本年 2 月 18 日に、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の共催により各都道府県、指定都市、中核市の子育て支援担当部局の担当者を集めた「都道府県等説明会」及び本年 3 月 1 日に、厚生労働省が各都道府県、指定都市及び中核市の児童福祉関係部局の担当者を集めた「全国児童福祉主管課長会議」において、それぞれ本勧告内容を周知した。</p> <p>また、本年 8 月に、内閣府と厚生労働省の連名で、「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について」（令和元年 8 月 30 日付け事務連絡）を都道府県、指定都市及び中核市宛てに発出し、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号）及び「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告」の公表について」（平成 30 年 8 月 1 日付け事務連絡）に掲げられた i) 睡眠中の呼吸等点検、ii) プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置、iii) 誤えん事故防止に係る食材点検、iv) 日常保育中の施設内点検、v) アレルギー児の把握及び誤食防止措置といった重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策の重要性について、管内の保育施設等に周知徹底を図るよう要請した。</p> <p>なお、重大事故の中でもプール・水遊び中に発生する事故は、例年夏季に集中していることから、内閣府、厚生労働省及び文部科学省の連名で、毎年注意喚起を促す文書を発出しており、本年も各都道府県・指定都市・中核市宛てに「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（令和元年 6 月 14 日付け府子本第 107 号、元初幼教第 6 号、子少発 0614 第 1 号、子保発 0614 第 1 号）を発出し、プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置を行うことについて、管内の保育施設等に周知徹底</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>実施状況（平成 29 年 4 月から 9 月までの間の実施状況）を調査した結果、ほとんどの保育施設（約 7～9 割）では、呼吸等点検や食材点検などの重大事故防止対策を実施していたが、一部の施設（約 1 割）では、重大事故防止対策の重要性の認識不足や、実施方法に関する情報が不足しているなどを理由に実施していない状況がみられた。</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>② 地方公共団体に対し、i) 監査での指摘が円滑かつ確実に行われるよう、上記①の各種対策の実施状況を監査における確認事項として明確に位置付け、提示するとともに、ii) 監査の機会等を通じて、保育施設等において、上記①の各種対策が行われていないことを把握した場合には、その実施に向けて適切な指摘を行うことについて要請すること。</p> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>国は、地方公共団体に対し、児童福祉法等の関係法令や各種通知に基づき、保育施設等の種別に応じた定期的な立入検査を実施し、施設の運営状況を確認するよう要請している。</p> <p><主な調査結果></p> <p>今回、調査対象とした 44 地方公共団体の中には、監査調書に、例えば「呼吸等点検を実施するに当たって満 2 歳までは呼吸等点検の内容を記録すること」などの確認事項を定め、重大事故発生防止対策が未実施の保育施設に対し、必要な指摘・助言を行っている団体がみられた。</p> <p>他方で、重大事故発生防止対策を実施していなかった保育施設延べ 166 施設のうち、平成 27 年度から 28 年度までの間に地方公共団体による監査の受検実績があった延べ 129 施設における監査時に受</p>	<p>を図るよう要請している。</p> <p>今後、内閣府と厚生労働省は協力して、重大事故が発生しやすい場面で認定こども園を含む保育施設等が実際に行っている各種対策の事例の収集に着手し、小規模な保育施設等でも適切な対策を行っている例など他の保育施設等が効果的な取組を行う上で参考となる情報を整理した上で、本年度中を目処に地方公共団体を通じて全国の保育施設等に当該情報を提供する予定である。</p> <p>（内閣府及び厚生労働省）</p> <p>→ 上述のとおり、本勧告に基づき、今後、内閣府と厚生労働省は協力して、重大事故が発生しやすい場面で認定こども園を含む保育施設等が実際に行っている対策の事例を収集することを予定しており、その結果は、重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策の実施状況を監査における確認事項として位置付ける際の参考にしたいと考えている。</p> <p>厚生労働省は、平成 30 年 5 月に「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を立ち上げ、内閣府及び文部科学省の協力を得て、認定こども園を含む保育所等における保育の内容面に係る質の確保・向上に関することについて、有識者等と検討を行っており、同検討会が同年 9 月に取りまとめた「中間的な論点の整理」においても、監査事項に係る観点やその内容を具体化・明確化し、効果的・効率的な監査の実施方策を検討することが必要であると指摘を受けている。</p> <p>さらに、本年 5 月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）に基づき、同年 10 月から、認可・認可外の保育施設等の種別を問わず、利用料を無償化する取組が開始されているところであり、無償化の対象となる保育施設等の中でも認可外保育施設については、「幼児教育の無償化に関する国と地方の協議の場」において、都道府県等による指導監督の充実を図り、一定の質の確保を図るよう要請があったところである。</p> <p>このため、現在、内閣府及び厚生労働省は文部科学省とも情報交</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>けた指摘・助言の状況をみると、ほとんどの保育施設（延べ 124 施設<96.1%>）では、重大事故発生防止対策を未実施であることについて、指摘・助言を受けていない状況がみられた。</p> <p>このように重大事故発生防止対策を実施していない保育施設に対し、地方公共団体が必ずしも十分な指摘を行っていない原因としては、国が地方公共団体に対して示した、監査時の最低限の確認事項となる各種通知の中に、保育施設等における重大事故発生防止対策の実施状況について、必ずしも明確に位置付けていないことが一因として考えられる。</p> <p>(2) 重大事故への発展を防止するための対策の徹底・推進 (勧告要旨)</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、保育施設等における重大事故を想定した安全対策を徹底させ、推進する観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 重大事故への発展を防止するため、救急救命講習の受講及び各種法令に基づき定期的な実施が規定された消防訓練が保育施設等において確実に実施されるよう、地方公共団体に対し、これらの対策の重要性を保育施設等に周知徹底することについて要請するとともに、保育施設等におけるその実施状況を把握し、例えば、小規模な保育施設等でも適切に実施している事例等の必要な情報について地方公共団体を通じて保育施設等に提供すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等></p> <p>国（内閣府、文部科学省及び厚生労働省の関係 3 府省）は、事故防止等ガイドラインにおいて、救急時に備え、保育施設等の全ての職員が身に付けておくべき技術として、①心肺蘇生法、②気道内異物除去、③AEDの使用、④エピペン®の使用等、具体例を挙げて、</p>	<p>換を行いつつ、これらの指摘等に基づく必要な対応策を総合的に検討しており、これらの検討状況を踏まえた上で、重大事故が発生しやすい場面で必要とされる各種対策を監査における確認事項として明確に位置付けるべく、文部科学省とも協議を行い、本年度中には、監査に係る各種通知を改正し、地方公共団体に対し保育施設等への適切な指摘を行うよう要請する予定である。</p> <p>(内閣府及び厚生労働省)</p> <p>→ 上述した「都道府県等説明会」（本年 2 月 18 日開催）及び「全国児童福祉主管課長会議」（本年 3 月 1 日開催）において、都道府県等に本勧告内容を周知した。</p> <p>また、上述した「「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について」を内閣府と厚生労働省の連名で都道府県等に発出し、救急救命講習の受講及び各種法令に基づき定期的な実施が規定された消防訓練の重要性について、管内の保育施設等に周知徹底を図るよう要請した。</p> <p>なお、上述した「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」においても、都道府県等に対し、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急救命講習等の研修の機会を設けること、及び緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるよう日常的に訓練を行うことについて、管内の保育施設等に周知徹底を図るよう要請している。</p> <p>今後、内閣府と厚生労働省は協力して、認定こども園を含む保育施設等における救急救命講習の受講及び各種法令に基づき定期的</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>実技講習や事故発生時の対処方法を身に付ける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努め、地方公共団体等が実施する研修には積極的に参加するよう地方公共団体を通じて管内の施設・事業者等に周知を要請している。</p> <p><主な調査結果> 今回、調査対象とした149保育施設における事故防止等ガイドラインに例示された心肺蘇生法やAEDの使用など救急救命講習への保育従事者等の参加状況（平成26年度から28年度までの過去3年間における受講状況）を調査した結果、約5～7割の保育施設では、過去3年間で少なくとも1人以上の保育従事者等に心肺蘇生法やAEDの使用などの重大事故への発展を防止するための救急救命講習に参加させていたが、一部の施設（約2割～4割）では、救急救命講習の重要性の認識不足や、開催状況に関する情報が不足しているなどを理由に保育従事者等を1人も参加させていない状況がみられた。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 異物誤飲時に誤った対処法を実施しないよう、適切な対処方法について、地方公共団体を通じて保育施設等に周知すること。</p> </div> <p>(説明) <制度の概要等> 異物誤飲時における異物ごとの対処方法については、吐かせてよい場合と吐かせてはならない場合があるなど、誤飲した異物によって対処方法が全く異なることが、消費者庁が平成29年に作成した「子どもを事故から守る!! 事故防止ハンドブック」や独立行政法人国民生活センターの公表資料などによって、注意喚起されている。</p>	<p>な実施が規定された消防訓練の実施事例の収集に着手し、小規模な保育施設等でも適切な対策を行っている例など他の保育施設等が効果的な取組を行う上で参考となる情報を整理した上で、本年度中を目処に地方公共団体を通じて全国の保育施設等に当該情報を提供する予定である。</p> <p>(内閣府及び厚生労働省) → 上述した「都道府県等説明会」（本年2月18日開催）及び「全国児童福祉主管課長会議」（本年3月1日開催）において、都道府県等に本勧告内容を周知した。 また、上述の内閣府と厚生労働省の連名で都道府県等に発出した「「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について」において、異物ごとに対処方法が異なる場合があることなど、異物誤飲時に誤った対処法を実施しないよう、管内の保育施設等に適切な対処方法の周知を要請した。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p><主な調査結果> 今回、調査対象とした149保育施設が保有する異物誤飲時における対処マニュアルを調査した結果、一部の保育施設（延べ6施設）が保有するマニュアルにおいて不適切な対処方法が記載されており、中には異物誤飲時における適切な対処方法を知らない施設があるなど、異物誤飲時にかえって症状を重篤化させるとされる不適切な対処方法を実践・拡散しかねない状況となっている状況がみられた。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 地方公共団体に対し、i) 監査での指摘が円滑かつ確実に行われるよう、上記①の対策の実施状況を監査における確認事項として明確に位置付け、提示するとともに、ii) 監査の機会等を通じて、保育施設等において、上記①の対策が行われていないことを把握した場合には、その実施に向けて適切な指摘を行うことについて要請すること。</p> </div> <p>(説明) <制度の概要等> 国は、地方公共団体に対し、児童福祉法等の関係法令や各種通知に基づき、保育施設等の種別に応じた定期的な立入検査を実施し、施設の運営状況を確認するよう要請している。</p> <p><主な調査結果> 今回、調査対象とした44地方公共団体の中には、監査調書に、例えば、「実際に睡眠中に呼吸停止や心肺停止等の重大事故が起こった際の対処法として、心肺蘇生に係る確認事項」を設定し、心肺蘇生に係る実技講習を未受講の保育施設に対し、必要な指摘・助言を行っている団体がみられた。</p> <p>他方で、救急救命講習に保育従事者等を一人も参加させていなか</p>	<p>(内閣府及び厚生労働省)</p> <p>→ 上述したとおり、厚生労働省が平成30年5月に立ち上げた「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」が同年9月に取りまとめた「中間的な論点の整理」においても、監査事項に係る観点やその内容を具体化・明確化し、効果的・効率的な監査の実施方策を検討する必要があると指摘を受けている。</p> <p>また、本勧告に基づき、今後、内閣府と厚生労働省は協力して、認定こども園を含む保育施設等における救急救命講習の受講及び各種法令に基づき定期的な実施が規定された消防訓練の実施事例の収集を予定しており、その結果は、これらの対策の実施状況を監査における確認事項として位置付ける際の参考にしたいと考えている。</p> <p>さらに、本年10月からは、認可・認可外の保育施設等の種別を問わず、利用料を無償化する取組が開始されているところであり、認可外保育施設については、「幼児教育の無償化に関する国と地方の協議の場」において、都道府県等による指導監督の充実を図り、一定の質の確保を図るよう要請があったところである。</p> <p>このため、現在、内閣府及び厚生労働省は、文部科学省とも情報交換を行いつつ、これらの指摘等に基づく必要な対応策を総合的に検討しており、これらの検討状況を踏まえた上で、救急救命講習の受講及び各種法令に基づき定期的な実施が規定された消防訓練</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>った保育施設延べ129施設のうち、平成27年度から28年度までの間に地方公共団体による監査の受検実績があった延べ106施設における監査時に受けた指摘・助言の状況をみると、ほとんどの保育施設（延べ103施設<97.2%>）では、保育従事者等を救急救命講習に参加させていないことについて、指摘・助言を受けていない状況がみられた。</p> <p>このように救急救命講習に保育従事者等を一人も参加させていない保育施設に対し、地方公共団体が必ずしも十分な指摘を行っていない原因としては、国が地方公共団体に対して示した、監査時の最低限の確認事項となる各種通知の中に、保育施設等における保育従事者等の救急救命講習の参加状況について、必ずしも明確に位置付けていないことが一因として考えられる。</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>④ 地方公共団体に対し、保育安全に関する講習の開催案内は認可・認可外保育施設等を問わず、全ての保育施設等に対し、送付することについて要請すること。</p> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <p>事故防止等ガイドラインにおいては、都道府県及び市町村は保育施設等の保育従事者における研修の機会を確保するよう努めるとされている。</p> <p><主な調査結果></p> <p>今回、調査対象とした29市町村においては、おおむね国が定めた事故防止等ガイドラインなどの各種通知や保育安全に関する講習案内を管内の全施設等に周知していた。</p> <p>しかし、一部の市町村（2市町村）では、保育安全に関する講習について、「認可外保育施設には市町村から給付費が出ていない」、</p>	<p>を監査における確認事項として明確に位置付けるべく、文部科学省とも協議を行い、本年度中には、監査に係る各種通知を改正し、地方公共団体に対し保育施設等への適切な指摘を行うよう要請する予定である。</p> <p>（内閣府及び厚生労働省）</p> <p>→ 上述した「都道府県等説明会」（本年2月18日開催）及び「全国児童福祉主管課長会議」（本年3月1日開催）において、都道府県等に本勧告内容を周知した。</p> <p>また、上述の内閣府と厚生労働省の連名で都道府県等に発出した「「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について」において、保育安全に関する講習の開催案内は認可・認可外保育施設等を問わず、全ての保育施設等に送付するよう要請した。</p> <p>なお、上述の内閣府、厚生労働省及び文部科学省の連名で都道府県等に発出した「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」においても、各地方公共団体において実施している、若しくは把握している他の研修実施機関が行う救命救急講習等の研修の開催案内については、認可外保育施設を含めた全ての保育施設等に対し確実に送付するよう要請している。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>「会場の収容スペースに限りがある」などとして、管内の認可外保育施設に対し、保育安全に関する講習案内を送付していない例がみられた。</p> <p>3 保育施設等で発生した事故の的確な把握 (勧告要旨)</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、保育施設等における重大事故等の発生及び再発の防止を図る観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 国への報告の対象となる重大事故の範囲について、誤認を招くことのないよう明確にした上で、改めて地方公共団体及び保育施設等に対し、重大事故の報告を励行するよう周知すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>保育施設等は、当該保育施設等において事故が発生した場合、市町村又は都道府県に報告することとされており、このうち重大事故については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省による連名の通知により、事故の再発防止のための事後的な検証に資するため、市町村又は都道府県を経由して、国に報告するよう要請されている。</p> <p>この重大事故の範囲について、死亡事故のほか、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う「全て」の事故が報告の対象となるとされている。</p> <p><主な調査結果></p> <p>今回、平成27年度及び28年度に、調査対象とした148保育施設(注)及び44地方公共団体における重大事故の報告状況を調査した結果、治療期間30日以上を要する骨折等の重大事故とみられる未報告の事案が、①保育施設から地方公共団体への報告段階で、9施設において11件、②地方公共団体から国への報告段階で、4団体において</p>	<p>(内閣府及び厚生労働省)</p> <p>→ 上述した「都道府県等説明会」(本年2月18日開催)及び「全国児童福祉主管課長会議」(本年3月1日開催)において、都道府県等に本勧告内容を周知した。</p> <p>また、上述の内閣府と厚生労働省の連名で都道府県等に発出した「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について、国への報告の対象となる重大事故の範囲について、誤認を招くことのないよう30日以上を要する治療期間を要する負傷や疾病を伴う事故は、重篤なものに限定することなく、全て国への報告の対象となる重大事故である旨を改めて解説し、管内の保育施設等に同様の事故があった場合は報告を励行するよう周知徹底を要請した。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>15 件の計 26 件みられた。</p> <p>治療期間 30 日以上骨折等の重大事故とみられる未報告の事案があった上記 9 施設では、いずれも事故発生当時、国に報告すべき重大事故の範囲を正しく認識していなかった。</p> <p>また、重大事故とみられる未報告の事案があった 4 地方公共団体のうち、事故発生当時の認識状況を確認することのできなかつた 1 団体を除く、3 団体では、いずれも事故発生当時、国に報告すべき重大事故の範囲を正しく認識していなかった。</p> <p>(注) 平成 29 年度に開業していた 1 施設を除く</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 保育施設等における事故情報の保育施設等内外での共有並びに重大事故の未報告の防止及び是正を図るため、</p> <p>i) 地方公共団体を通じ、認可保育施設等に対し、保育の提供により発生した事故の状況等を記録すべきことを改めて周知すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>認可保育施設等については、内閣府令において、保育の提供により事故が発生した場合は、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録することとされている。</p> <p><主な調査結果></p> <p>調査対象とした 86 認可保育施設の平成 27 年度及び 28 年度における事故の記録状況を調査した結果、次のとおり、必ずしも十分な記録がなされているとは言い難い状況がみられた。</p> <p>① 死亡事故以外の重大事故及び重大事故以外の事故のいずれかの事故を記録：30 施設 (34.9%)</p> <p>② 事故が発生していないなどとして、事故の記録をとっていなかった：16 施設 (当該施設の 18.6%)</p>	<p>(内閣府及び厚生労働省)</p> <p>→ 上述した「都道府県等説明会」(本年 2 月 18 日開催)及び「全国児童福祉主管課長会議」(本年 3 月 1 日開催)において、都道府県等に本勧告内容を周知した。</p> <p>また、上述の内閣府と厚生労働省の連名で都道府県等に発出した「「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について」において、都道府県等に対し、認可保育施設等は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)に基づき事故の記録が義務付けられていることについて、管内の認可保育施設等に周知徹底を図るよう要請した。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>一方で、上記②の保育施設の中で事故が発生していないとして事故の記録をとっていなかった14施設のうち、2施設では、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）に対し、事故が発生したとして災害共済給付（後述参照）を請求している事案が14件みられた。</p> <p>（勧告要旨）</p> <p>ii) 地方公共団体に対し、重大事故の報告状況に係る指摘が円滑かつ確実に行われるよう、重大事故の報告状況を監査における確認事項として明確に位置付け、提示すること。あわせて、監査の機会等を通じて、例えば、保育施設等における災害共済給付等の保険給付の請求に係る資料と保育施設等が作成した事故に関する記録を相互に活用するなど重大事故の報告状況の確認を行うとともに、重大事故の報告が的確に行われていないことを把握した場合には、保育施設等に対する適切な指摘を行うよう、地方公共団体に対し要請すること。</p> <p>（説明） <制度の概要等> 国は、地方公共団体に対し、児童福祉法等の関係法令や各種通知に基づき、保育施設等の種別に応じた定期的な立入検査を実施し、施設の運営状況を確認するよう要請している。 また、認可保育施設等は、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとされている。他方、認可外保育施設については、法令で義務付けられたものではないが、認可外保育施設指導監督基準において、賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えることとされている。 こうした保育施設等における事故に備える制度の一つとしてJSCが、学校や保育施設の管理下で発生した児童生徒等の災害に対</p>	<p>（内閣府及び厚生労働省）</p> <p>→ 上述したとおり、厚生労働省が平成30年5月に立ち上げた「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」が同年9月に取りまとめた「中間的な論点の整理」においても、監査事項に係る観点やその内容を具体化・明確化し、効果的・効率的な監査の実施方策を検討する必要があると指摘を受けている。</p> <p>また、本年10月からは、認可・認可外の保育施設等の種別を問わず、利用料を無償化する取組が開始されているところであり、認可外保育施設については、「幼児教育の無償化に関する国と地方の協議の場」において、都道府県等による指導監督の充実を図り、一定の質の確保を図るよう要請があったところである。</p> <p>このため、現在、内閣府及び厚生労働省は、文部科学省とも情報交換を行いつつ、これらの指摘等に基づく必要な対応策を総合的に検討しており、これらの検討状況を踏まえた上で、保育施設等における重大事故の報告状況を監査における確認事項として明確に位置付けるべく、文部科学省とも協議を行い、本年度中には、関連の監査に係る各種通知を改正する予定である。</p> <p>なお、上述の監査に係る通知を改正するに当たっては、保育施設等における災害共済給付等の保険給付の請求に係る資料を活用して、重大事故の報告状況を把握する方法があることを地方公共団体に例示すべく検討を進めてまいりたい。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行う「災害共済給付」の制度を運営しており、加入対象となる保育施設の設置者とJSCとの任意契約に基づき必要な給付を行っている。</p> <p><主な調査結果></p> <p>今回、調査対象とした地方公共団体の中には、監査調書に、例えば、「重大な事故等が発生した場合には、関係機関に報告しているか。」などと確認事項を設定し、重大事故を未報告の保育施設に対し、必要な指摘・助言を行っている団体がみられた。</p> <p>他方で、上述した重大事故とみられる未報告の事案があった9保育施設のうち、当該事案の発生後に地方公共団体による監査の受検実績があったことを確認できた2施設における監査時に受けた指摘・助言の状況をみると、いずれの施設でも、重大事故の報告状況について、指摘・助言を受けていない状況がみられた。</p> <p>このように重大事故とみられる未報告の事案があった保育施設に対し、地方公共団体が必ずしも十分な指摘を行っていない原因としては、国が地方公共団体に対して示した、監査時の最低限の確認事項となる各種通知の中に、保育施設等における保育従事者等の救急救命講習の参加状況について、必ずしも明確に位置付けていないことが一因として考えられる。</p> <p>また、今回、調査対象とした29市町村管内に所在する認可保育施設において、平成27年度から28年度までの間に発生した事故のうち、29年3月までにJSCの災害共済給付によって医療費の支給がなされた負傷等の療養事案(1,539施設、13,611件)を基に、既に国への重大事故報告がなされている事案や今回の調査で指摘した重大事故とみられる未報告の事案のほかに、治療期間30日以上を要し重大事故に該当する事故が発生していないか調査した結果、認可保育施設については、JSCの災害共済給付が行われた事案の中に、治療期間30日以上を要し重大事故に該当する可能性が高い骨折等の事案が399件みられた。</p>	

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>また、厚生労働省は、認可外保育施設における重大事故等の発生及び再発の防止を図る観点から、認可外保育施設における保育の提供により発生した事故の報告が義務付けられたことについて周知徹底を図るとともに、報告の義務化に伴う事故の記録状況の実態を把握した上で、その結果を踏まえ、事故を記録する仕組みについて検討する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>認可保育施設等については、内閣府令において、保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、保護者等に連絡をすることとされており、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録することとされている。</p> <p>一方、認可外保育施設については、平成 29 年 11 月施行の改正児童福祉法施行規則により、認可外保育施設におけるサービスの提供による事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならないこととされているが、認可保育施設等のように、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならないとの規定までではない。</p> <p><主な調査結果></p> <p>調査対象とした 62 認可外保育施設の平成 27 年度及び 28 年度における事故の記録状況を調査した結果、次のとおり、必ずしも十分な記録がなされているとは言い難い状況がみられた。</p> <p>① 死亡事故以外の重大事故及び重大事故以外の事故のいずれかの事故を記録：18 施設（当該施設の 29.0%）</p> <p>② 事故が発生していないなどとして、事故の記録をとっていないかった：32 施設（当該施設の 51.6%）</p>	<p>(厚生労働省のみ)</p> <p>→ 上述した「都道府県等説明会」（本年 2 月 18 日開催）及び「全国児童福祉主管課長会議」（本年 3 月 1 日開催）において、都道府県等に本勧告内容を周知した。</p> <p>また、上述の内閣府と厚生労働省の連名で都道府県等に発出した「「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について」において、都道府県等に対し、平成 29 年 11 月に、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）が改正され、認可外保育施設についても、法令上事故の報告が義務付けられていることについて、改めて管内の認可外保育施設に周知徹底を図るよう要請した。</p> <p>さらに、今後は、報告の義務化に伴う事故の記録状況の実態等を把握した上で、認可外保育施設における事故の記録の仕組みについて検討を行う。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>一方で、上記②の保育施設の中には、施設長の記憶によると、平成 27 年度及び 28 年度の 2 年間で、骨折事故が 2 件、転倒し頭部を打ち出血した事故 1 件があるとしているが、事故の記録をとっていないため、当省の調査においても事故の詳細は把握できず、地方公共団体による監査においても、当該施設における事故の発生状況が確認できない状況となっている施設がみられた。</p> <p>4 行政における事故対策の推進 (1) 監査の徹底・充実 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣府及び厚生労働省は、地方公共団体による実地監査の徹底・充実を通じて保育施設等における安全対策を徹底させ、推進する観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 地方公共団体における保育施設等に対する年 1 回以上の実地監査が徹底されるよう、地方公共団体に対し、実地監査の重要性を周知しつつ、地方公共団体における監査の実施方法について、監査の質にも留意して把握・分析し、人員体制に応じて効率的かつ効果的に実地監査を履行できる方策を検討すること。</p> <p>あわせて、年 1 回以上の実地監査が求められている保育施設等に対する地方公共団体別の実地監査の実施率を毎年度公表すること。</p> </div> <p>(説明) <制度の概要等> 国（内閣府、文部科学省及び厚生労働省の関係 3 府省）では、地方公共団体による保育施設等に対する実地監査の実施頻度として、ほとんどの施設等種別において年 1 回以上の実地監査の実施を求めている。</p>	<p>(内閣府及び厚生労働省)</p> <p>→ 上述した「都道府県等説明会」（本年 2 月 18 日開催）及び「全国児童福祉主管課長会議」（本年 3 月 1 日開催）において、都道府県等に本勧告内容を周知した。</p> <p>(内閣府のみ)</p> <p>→ 認定こども園のうち、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については、厚生労働省所管の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定等に基づき、都道府県等が年 1 回以上の実地監査を実施することとされていることから、本勧告の「年 1 回以上の実地監査の重要性の地方公共団体への周知や、監査の質にも留意して把握・分析し、人員体制に応じて効率的かつ効果的に実地監査を履行できる方策の検討」への対応は、同省と協議し、同省において行うこととした。</p> <p>他方、認定こども園に対する地方公共団体別の監査の実施率については、平成 30 年 7 月に実績を整理し公表していたところであるが、年 1 回以上の実地監査が求められている保育所型認定こども園の実地監査と書面監査等を明確に区分しておらず、実地監査の実施状況かどうかを判別できないものとなっていたことから、30 年度における地方公共団体別の監査実績（29 年度分）の実態を把握する調査から、実地監査のみの実施率を把握できるよう様式</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>＜主な調査結果＞</p> <p>調査対象とした 44 地方公共団体のうち、保育施設等に対する監査権限を有し、管内に監査の対象となる保育施設等が存在する 40 団体における平成 27 年度及び 28 年度の実地監査の実施状況を調査した結果、6 割から 7 割程度の地方公共団体では、年 1 回以上の実地監査を全ての保育施設等には実施できていない状況がみられた。</p> <p>年 1 回以上の実地監査を実施できていない地方公共団体では、その理由として、実地監査の重要性についての認識が必ずしも十分でなかったことや、監査対象となる保育施設等の数が多数に上ること、保育施設等に対する監査以外の業務も抱えていること等の監査体制上の制約を理由に挙げている。</p> <p>他方で、上記 40 地方公共団体のうち、監査担当者一人当たりの受持ち保育施設等数は同程度であるものの、実地監査の実施率は異なる二つの地方公共団体における監査の実施方法を比較してみると、実地監査の実施率が高い地方公共団体は、より効率的で実効性がある監査を実施するため、監査対象となる保育施設等の運営状況に応じて実地監査において確認する項目の数に差を設け、監査に費やす時間にメリハリを付けていた一方、実地監査の実施率が低い地方公共団体では、保育施設等の運営状況にかかわらず、監査調書上の全確認項目を終日かけて監査を実施していた。</p> <p>このように年 1 回以上の実地監査の実施が必ずしも徹底されていない状況において、各地方公共団体に監査の実施状況の現状や全国的な位置付けを認識させ、実地監査の実施を徹底させることなどを目的として、厚生労働省は、保育所、地域型保育事業を行う者及び届出対象認可外保育施設に対する地方公共団体別の監査の実施率を平成 28 年度から 30 年度にかけて順次公表しており、内閣府では、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む全ての認定こども園に対する都道府県別の監査の実施率を 30 年度に公表している。</p> <p>しかしながら、内閣府及び厚生労働省が公表している地方公共団</p>	<p>を改めており、その結果は、本年秋を目途に公表する予定である。</p> <p>(厚生労働省のみ)</p> <p>→ 平成 30 年 12 月から 31 年 1 月にかけて、各地方公共団体における保育所に対する監査の効果的・効率的な実施状況に関する調査を実施し、当該調査により把握できた都道府県等の監査実施時の工夫例(例:保育士等の職員配置状況や事故防止の取組などの重点事項のみ実地監査で確認し、それ以外の項目は書面による監査や集合監査により確認)について、都道府県、指定都市及び中核市宛てに発出した「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」(令和元年 5 月 30 日付け事務連絡)により周知するとともに、本事務連絡の中で、改めて地方公共団体の職員が保育の現場に立ち入ることの重要性を説明し、年 1 回以上の実地監査の徹底を要請した。</p> <p>さらに、地方公共団体における監査の実施体制については、①本年度から、都道府県の児童福祉関連事務に従事する職員配置に対する地方交付税措置の算定基礎において、標準団体につき、担当職員 1 名を増員し、②平成 29 年度から国庫補助事業により予算化された「巡回支援指導員」(保育施設長 O B 等専門的な知見を有する者が各施設を巡回し、事故防止に向けた助言などを行う)を活用し、巡回指導により把握した不適切な実態を監査部門に伝え、監査の重点化・効率化に役立てるなど、大都市を中心に効果を上げている例もみられるため、「巡回支援指導員」の配置に係る予算を拡充した。</p> <p>引き続き、各地方公共団体における監査の実施方法に係る把握・分析を行い、効率的かつ効果的に実地監査を実施できる方策について検討を行ってまいりたい。</p> <p>他方、保育所及び地域型保育事業等に対する地方公共団体別の監査の実施率については、従前から毎年 1 回の頻度で数値を整理し、公表していたところであるが、実地監査と書面監査等を明確に区分しておらず、実地監査の実態が必ずしも明らかにできていな</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>体別の監査の実施率と当省の今回の調査で判明した地方公共団体別の 実地監査の実施率を比較してみると、同府及び同省が取りまとめた 認定こども園、保育所及び地域型保育事業を行う者に対する地方 公共団体別の監査の実施率には、書面監査によるものも含まれてい たため、実地監査の実施状況を正確に表しているとは言い難く、実 地監査の実施の徹底を促す取組としての効果は限定的なものとなっ ていた。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 地方公共団体における公立の保育施設等に対する実地監査 が確実に実施されるよう、地方公共団体に対し、指定都市又は 中核市に所在する公立の保育施設等に関する監査権限等に係 る仕組みについて周知徹底すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>監査の実施主体である地方公共団体のうち、指定都市及び中核市 については、保育所に対する児童福祉法に基づく監査の権限及び実 施義務（以下「監査権限等」という。）が地方自治法施行令に基づい て都道府県から移譲されているが、自らが設置者である保育所（市 立保育所）に対する監査権限等は、第三者性を担保する観点から移 譲の対象外とされ、都道府県に残った状態となっている。</p> <p>一方、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連 携型認定こども園に対する監査権限や、児童福祉法に基づく認可外 保育施設に対する監査権限は、指定都市又は中核市が自らこれらの 施設を設置した場合であっても、指定都市又は中核市自身が監査権 限を有するものとなっている。</p> <p>このように、地方公共団体が設置者又は事業主体である保育施設 等のうち、指定都市又は中核市に所在する施設等に対する監査権限</p>	<p>かった。このため、平成 30 年度に実施した調査（29 年度実績）か ら、実地監査のみの実施率を把握できるよう要領（様式）を改めて おり、その結果は、本年秋を目途に公表する予定である。</p> <p>(内閣府及び厚生労働省)</p> <p>→ 上述した「都道府県等説明会」（本年 2 月 18 日開催）及び「全 国児童福祉主管課長会議」（本年 3 月 1 日開催）において、都道府 県等に本勧告内容を周知した。</p> <p>他方、指定都市又は中核市が設置者である公立の幼保連携型認 定こども園及び認可外保育施設に対する監査権限は、都道府県で はなく指定都市又は中核市にあることについては、上述の内閣府 と厚生労働省の連名で都道府県等に発出した「「子育て支援に関す る行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報 告書」を踏まえた留意事項について」において、都道府県等に対 し、改めて周知した。</p> <p>(厚生労働省のみ)</p> <p>→ また、上述の都道府県等に発出した「児童福祉法に基づく保育所 等の指導監査の効率的・効果的な実施について」において、指定都 市又は中核市が設置者である公立の保育所に対する監査権限は、 都道府県にある旨を改めて周知した。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>に係る仕組みは、保育施設等の施設等種別によって異なったものとなっている。</p> <p><主な調査結果></p> <p>今回、調査対象とした44地方公共団体のうち、平成28年4月1日時点で指定都市又は中核市である10市及び指定都市若しくは中核市又は双方を域内に持つ13都道府県の計23団体における実地監査の実施状況を調査した結果、指定都市又は中核市に所在する公立の保育施設等に対する監査権限に係る仕組みを正確に理解していないことから、指定都市又は中核市に所在する公立の保育施設等に対し、児童福祉法又は認定こども園法に基づく実地監査を実施していない地方公共団体がみられた。</p> <p>また、当該地方公共団体が実地監査を実施するものとなっている指定都市又は中核市に所在する公立の保育施設等の中には、法令で毎月1回は行わなければならないとされている消火訓練などの重大事故への発展を防止するための対策が実施されていなかったが、都道府県からも市町村からも実地監査又は内部調査を受けておらず、当該実態についての指摘がなされていない施設がみられた。</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 地方公共団体において円滑かつ的確に改善勧告等が実施されるよう、改善勧告等の実施例を収集し、地方公共団体に対して提供すること。</p> <p>また、死亡事故が発生した後も監査等で指摘した重大事故の発生を防止する上で重要な事項が改善されていない事例について、関係する地方公共団体から対応状況等の報告を求め、当該地方公共団体に対し、改善勧告等を実施する上でのあい路の解消に向けた助言を個別に行うこと。</p> <p>(説明)</p>	<p>(内閣府及び厚生労働省)</p> <p>→ 現在、内閣府と厚生労働省は連携して、都道府県等が平成28年度以降に認定こども園を含む保育施設等に対して行った改善勧告等の実施例の情報を収集し、関係の都道府県等と他の都道府県等に共有できる情報の範囲の調整を行った上で、本年中には、全国の都道府県等に得られた情報を共有したい。</p> <p>また、本年中には、内閣府と厚生労働省は連携して、平成28年度以降、国に報告された死亡事故事例等を端緒に、死亡事故が発生した後も監査等で指摘をした重大事故の発生を防止する上で重要な事項が改善されていない事例がないか、関係の都道府県等から報告を求め、改善勧告等を実施する上でのあい路があるのであれ</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p><制度の概要等> 地方公共団体の長は、児童福祉法又は認定こども園法に基づき、保育施設等の設備又は運営が一定の基準に達しないときや児童の福祉のため必要があると認めるときは、当該保育施設等の設置者等に対して必要な改善を勧告することができ、当該保育施設等の設置者等がその勧告に従わない場合等には、必要な改善や事業の停止を命ずること等ができることとされている（以下、これらの勧告、命令等をまとめて「改善勧告等」という。）。</p> <p>国（内閣府、文部科学省及び厚生労働省の関係3府省）は、監査関係通知を通じ、地方公共団体において、保育施設等に対して指摘又は助言を行った事項（以下「指摘・助言事項」という。）の改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合等には、改善指導にとどめずに改善勧告等を行うことを求めている。</p> <p><主な調査結果> 今回、管内に監査対象施設等を有する40地方公共団体における改善勧告等の実施状況を調査した結果、平成27年度及び28年度の2か年度内に改善勧告等を実施した実績のある地方公共団体が7団体（17.5%）みられた。</p> <p>一方、33地方公共団体（82.5%）では、平成27年度及び28年度の2か年度内に改善勧告等を実施した実績がみられなかったが、これら33団体の中には、複数年、監査での指摘・助言事項が改善されない状況の下、乳幼児の死亡事故が発生しており、現在も指摘・助言事項が改善されず、改善意識も乏しいとみられるが、利用する乳幼児への影響等を理由に改善勧告等の実施をちゅうちょし、改善勧告等を講じていない事例がみられた。</p> <p>このほか、調査対象44地方公共団体の中には、「国が改善勧告等の具体的な適用例等を示してくれれば、動きやすい」などの意見・要望を有する団体もみられた。</p> <p>しかし、内閣府及び厚生労働省では、改善勧告等を実施する際の</p>	<p>ば、その解消に向けた助言を個別に行うことを予定している。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>留意事項を地方公共団体に向けて示しているものの、地方公共団体が改善勧告等を実施する上でどのようなあい路があるかについて具体的に把握した上でそれを解消するための個別的な支援を行った実績や、全国の地方公共団体における改善勧告等の実施例の共有を行った実績はない。</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>④ 保育施設等の名称、指摘事項及びその改善措置状況を含めた保育施設等別の監査結果の公表を促進するため、地方公共団体に対し、既に当該公表に取り組んでいる地方公共団体から収集した公表による効果や公表時の留意点等を紹介し、公表の意義を周知すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>国（内閣府、文部科学省及び厚生労働省の関係3府省）では、事故防止等ガイドライン（地方公共団体向け）に基づき、地方公共団体に対し、実情に応じた監査結果の公表について促しており、監査結果を保育施設等別に公表している地方公共団体のウェブページを参考例として紹介している。</p> <p><主な調査結果></p> <p>今回、調査対象とした44地方公共団体のウェブページにおける保育施設等別の監査結果の公表状況（平成29年4月1日時点）を調査した結果、平成27年度又は28年度に監査実績のある36団体のうち13団体（36.1%）は、保育施設等の質の向上等を目的に、保育施設等の名称も含めた保育施設等別の監査結果を公表していた。</p> <p>一方、23地方公共団体（63.9%）では、「指摘を受けた保育施設等に対して不当に不利益を与えるおそれがある」、「保育施設等に対する保護者の評価に過大な影響を与えるおそれがある」など、保育施</p>	<p>(内閣府のみ)</p> <p>→ 上述の厚生労働省と連名で都道府県等に発出した「「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～結果報告書」を踏まえた留意事項について」において、都道府県等に対し、幼保連携型認定こども園の監査結果を公表する場合も、厚生労働省が都道府県等に発出した「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」の中で、公表による効果や公表時の留意点を紹介しているため、これらを参照し、監査結果の公表の促進に取り組むよう要請した。</p> <p>(厚生労働省のみ)</p> <p>→ 上述の都道府県等に発出した「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」において、既に保育施設等別の監査結果の公表に取り組んでいる都道府県等から得られた公表による効果（改善を求めている事項やポイントが明確となるため、指摘・助言事項の確実かつ適切な是正改善につながるなど）や公表時の留意点（指摘事項に対する改善措置状況も含めて公表することで、保育施設等や利用者の不安を解消できることなど）を紹介し、積極的に監査結果の公表に取り組むよう要請した。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>設等や保護者に与える影響への懸念等を理由に、保育施設等別の監査結果を公表していなかった。</p> <p>(2) 死亡事故の再発防止に資する事後的な検証の推進 (勧告要旨)</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、死亡事故の再発防止に資する事後的な検証を推進する観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、地方公共団体に対し、全ての死亡事故について検証委員会による検証の実施が要請されていることを改めて周知徹底を図る必要がある。</p> <p>また、その際、検証委員会の円滑かつ速やかな開催に資するため、死亡事故が発生したにもかかわらず、検証委員会の開催がなされていない地方公共団体についての実態把握を行うとともに、死因不明等の場合であっても検証委員会を開催している取組事例や事故発生前の段階から検証委員会を事前設置するなど検証委員会の設置に必要な事務手続を効率的に進めている取組事例などの情報を収集・整理した上で、地方公共団体に対し、提供する必要がある。</p> <p>(説明) <制度の概要等></p> <p>認可保育施設等は、内閣府令により、事故が発生した場合、当該事実が認可保育施設等内で報告され、その分析を通じた改善策を保育従事者等に周知徹底する体制を整備することとされている。また、認可外保育施設は、児童福祉法施行規則に基づき、当該施設におけるサービスの提供による事故の発生又はその再発の防止に努めることとされている。</p> <p>内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、平成 28 年 3 月に連名で都道府県等宛てに通知を發出し、重大事故の報告を受けた都道府県又は市町村は、死亡事故事例及び死亡事故以外の重大事故として国へ</p>	<p>(内閣府及び厚生労働省)</p> <p>→ 上述した「都道府県等説明会」(本年 2 月 18 日開催)及び「全国児童福祉主管課長会議」(本年 3 月 1 日開催)において、都道府県等に本勧告内容を周知するとともに、「都道府県等説明会」においては、全ての死亡事故は検証委員会による検証の実施が要請されていることや、死亡事故の再発防止に資する事後的な検証の重要性について改めて説明することによって、周知徹底を図った。</p> <p>また、内閣府と厚生労働省は連携して、死因不明等の場合であっても検証委員会を開催している地方公共団体の取組事例や事故発生前の段階から検証委員会を事前設置するなど検証委員会の設置に必要な事務手続を効率的に進めている地方公共団体の取組事例の収集・整理を行い、その結果は、管内の保育施設等において死亡事故発生後も再発防止に資する検証報告書が内閣府及び厚生労働省へ提出されていない地方公共団体の担当者を参集した「死亡事故のような重大事例の共有・検証を行うための情報共有会議」(本年 6 月 4 日に内閣府と厚生労働省が共催で実施)において、当該情報を提供することにより、再発防止に資する検証報告を能動的に進めるよう助言した。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>の報告対象となる事例の中で都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例については、検証委員会を開催し、事実関係の把握を行い、保護者等の視点に立って、必要な再発防止策を検討することとされ、特に死亡事故については、事例ごとに速やかに開催するよう要請している。</p> <p><主な調査結果></p> <p>今回、調査対象とした 46 地方公共団体における検証委員会の開催状況を調査した結果、国から「全ての死亡事故について検証すべき」と通知によって要請がなされた平成 28 年 3 月以降においても、発生した死亡事故について、死因が不明であることなどを理由に、事故後 1 年以上が経過しても検証委員会が開催されていない事例や、開催されている場合でも、検証委員会の設置根拠の制定や委員の人选など事務的な準備に時間を要し、検証委員会の立ち上げまでに 4 か月以上を要している事例がみられた。</p> <p>他方で、死亡事故発生から検証委員会の立ち上げまでに約 2 か月と比較的短期間であった地方公共団体では、その理由として、既存の審議会の部会として設置し、委員の半数以上をその審議会委員に委嘱したことなど、検証委員会の設置に必要な設置根拠の制定や委員の選定に係る事務手続を効率的に進めたことを挙げているほか、調査対象とした地方公共団体の中には、事故後に検証委員会を設置していると、迅速な検証ができなくなるおそれがあるなどとして死亡事故等が発生していない段階で、検証委員会を常設又は事前設置している事例がみられた。</p> <p>(3) 食物アレルギーに係る事故情報の共有 (勧告要旨)</p> <p>内閣府及び厚生労働省は、保育施設等における食物アレルギーに係る事故の発生及び再発の防止を図る観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、保育施設等で発生した食物アレルギー</p>	<p>(内閣府のみ)</p> <p>→ 厚生労働省において、平成 30 年度に全国の地方公共団体を対象に、保育施設等で発生した食物アレルギーを含むアレルギーに係る事故防止のために、どのような対策を講じているかについて実</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>に係る事故情報について、地方公共団体における当該事故情報の収集・活用の実態等を把握し、地方公共団体に報告することを含めた関わり方について検討すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等> 食物アレルギーに係る事故については、事故防止等ガイドラインにおいて、重大事故が発生しやすい場面の一つとされているものの、アナフィラキシーショック等を起こし、呼吸困難に陥った場合などでも、救急搬送されず、短時間で呼吸が回復するなど体調が回復した事案については、現行の枠組みでは、治療期間が30日未満の事故として扱われるため、国に報告すべき重大事故の定義に該当せず、国まで報告されない可能性が高い。</p> <p>厚生労働省は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月)において、アレルギー児や保護者が安心し、保育所が安全に保育を実施するため、保育所は、①アレルギーに関する事故が発生したときには、保護者、全保育従事者等、関係機関などへ知らせること、②地域(市町村)として広域で対応しなければならない自園のアレルギー対策の情報提供をすることとされている。また、行政は、アレルギー児の対応について、各保育所による個々の対応を行うのではなく、地域における新しい情報の発信と体制づくりの強化が求められるとされている。</p> <p>このように、保育施設等におけるアレルギー対策については、地域として対応することが望ましいとされているが、その具体的な方法までは明確に定められていない。</p> <p>他方、文部科学省は、平成24年12月に小学校で発生した食物アレルギーによる死亡事故を受けて、「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月)を策定し、幼稚園を含む教育施設で発生した食物アレルギーに係る全ての事故及びヒヤリハット事例について、これらが発生した学校において事後的な検証を行った上で、市町村教育委員会等に報告することを求めている。</p>	<p>態調査を行い、その結果を踏まえ、本年4月に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を改訂している。</p> <p>厚生労働省が改訂したガイドラインによると、地方公共団体の役割として、①地域におけるアレルギー疾患対策に関する正確な情報の把握や、地域の関係者による情報共有・協議等を通じて、地域全体として連携体制を構築し、地域におけるアレルギー疾患対策の質の向上を図ること、②地域の関係機関等の連携の下、積極的に各保育所におけるアレルギー疾患対策への支援を行うことを求めることとしている。</p> <p>内閣府としては、認定こども園についても、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、アレルギー疾患を有する園児に関して適切な対応を行うこととされており、厚生労働省のガイドラインを活用して対応するよう、本年5月に「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの改訂について」(令和元年5月17日付け事務連絡)を发出し、地方公共団体に周知した。</p> <p>(厚生労働省のみ) → 厚生労働省は、平成30年度に全国の地方公共団体を対象に、保育施設等で発生した食物アレルギーを含むアレルギーに係る事故防止のために、どのような対策を講じているかについて実態調査を行い、その結果を踏まえ、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の見直し検討会」(平成30年11月～31年3月)を立ち上げ、地方公共団体に当該事故情報を報告することを含めた関わり方について議論した。</p> <p>その結果、本年4月に改訂したガイドラインの中で、地方公共団体の役割として、①地域におけるアレルギー疾患対策に関する正確な情報の把握や、地域の関係者による情報共有・協議等を通じて、地域全体として連携体制を構築し、地域におけるアレルギー疾患対策の質の向上を図ること、②地域の関係機関等の連携の下、積極的に各保育所におけるアレルギー疾患対策への支援を行うこと</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p><主な調査結果></p> <p>今回、調査対象とした 29 市町村に所在する認可保育施設において平成 27 年度から 28 年度までの 2 年間に発生した事故のうち、J S C が 29 年 3 月までに災害共済給付の医療費を支給した負傷等の療養事案 13,611 件を基に、事故防止等ガイドラインに示された「重大事故が発生しやすい場面」で発生した命に関わる事故の発生状況について調査した結果、食物アレルギーに係る事故で医療費の給付事案となっているものが 32 件発生している。</p> <p>こうした食物アレルギーに係る事故は、一歩間違えば命に関わる重大事故に発展する可能性があり、その発生原因には人的なエラーによるものがあることから、その情報を保育施設等内だけにとどめることなく地域で情報共有し、地域での事故の再発の防止につなげていくことが重要である。</p> <p>このため、上記の調査で把握した J S C の災害共済給付がなされた食物アレルギーに係る事故 32 件について、認可保育施設から関係する 16 市町村に報告がなされているか確認したところ、食物アレルギーに係る事故の報告を管内の保育施設等に対し特段求めている 6 市町村において、当該市町村に報告されていない食物アレルギーに係る事故が 14 件みられた。</p> <p>一方で、中には、重大事故の報告と併せて、重大事故以外の事故のうち、医療機関を受診した事故や食物アレルギーに係る事故の報告も求めている市町村の事例や、食物アレルギーに係る事故情報の共有の重要性に鑑み、保育施設等に対し、重大事故とは別に報告を求めている市町村の事例もみられた。</p> <p>5 処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底 (勧告要旨)</p>	<p>を求めることとした。</p> <p>上記の内容については、「「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について」(平成 31 年 4 月 25 日付け子保発 0425 第 2 号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)において、保育所を始めとする多様な保育現場で広く活用されるよう地方公共団体に周知をお願いしたところであり、今後、地域型保育事業所等及び認可外保育施設についても、地方公共団体にガイドラインを活用し、地域におけるアレルギー疾患対策に関する正確な情報の把握を行うなど、積極的な取組を促してまいりたい。</p> <p>(内閣府及び厚生労働省)</p>
<p>内閣府及び厚生労働省は、地方公共団体における処遇改善等加算に係る賃金改善確認の徹底を図る観点から、必要に応じ文部科</p>	<p>→ 上述した「都道府県等説明会」(本年 2 月 18 日開催)及び「全国児童福祉主管課長会議」(本年 3 月 1 日開催)において、都道府</p>

勸告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 認可保育施設等における処遇改善等加算に係る賃金改善額が、対象となる保育従事者等の給与へ適切に反映され、適正な給与水準が維持されているかについて、賃金改善実績報告書の提出時や監査の機会等を通じて賃金台帳等を活用した確認を行うよう、地方公共団体に要請すること。</p> <p>② その際、賃金改善確認の対応に苦慮している地方公共団体の参考となるよう、地方公共団体が独自に様式を定め、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況を確認するなど創意工夫している取組例を収集し、必要な情報を提供すること。</p> <p>(説明) <制度の概要等> 国は、内閣府告示により、子ども一人当たりの教育・保育に通常要する費用の額（以下「公定価格」という。）の算定に関する基準を定めており、国及び地方公共団体は、公定価格のうち、市町村が定める利用者負担額を控除した額を、「施設型給付」及び「地域型保育給付」として、認可保育施設等に対して支給している。</p> <p>公定価格は、人件費等からなる「基本額」と、保育従事者等の配置状況、事業の実施体制及び地域の実情等に応じた各種加算額で構成されている。</p> <p>国は、平成 27 年度から、当該加算の中に、保育従事者等の平均勤続年数やキャリアアップなどの取組に応じた人件費の加算を行う仕組みを創設し、処遇改善による保育従事者等の確保を図っている。</p> <p>市町村は、認可保育施設等が提出する賃金改善実績報告書を基にして、実際に保育従事者等に賃金改善が実施されているのかを確認することとされているが、当該報告書で確認できる事項は、賃金改善の対象保育従事者等数、賃金改善を実施した保育従事者等数及び当該認可保育施設等における平均賃金改善月額にとどまり、保育従事者等一人一人の改善状況を確認することはできない状況となっている。</p>	<p>県等に本勧告内容を周知するとともに、「都道府県等説明会」においては、都道府県等に対し、認可保育施設等における処遇改善等加算に係る賃金改善額の確認に当たって、賃金改善実績報告書の提出時や監査の機会等を通じて賃金台帳等を活用し、保育従事者等一人一人の賃金改善の状況も確認するよう要請した。</p> <p>(内閣府) → 平成 30 年度に全国の地方公共団体を対象に、処遇改善等加算に係る賃金改善額の確認を行う際に、どのような様式を用いて、どのような方法で確認しているのかについて、実態調査を行い、他の地方公共団体にも参考となる事例の収集を行った。</p> <p>現在、厚生労働省と情報の共有を行いながら、地方公共団体から収集した当該事例の精査を行っているところであり、本年 10 月には、その作業を終えて、全国の地方公共団体に参考となる様式や保育従事者等一人一人の賃金改善の確認方法を示したいと考えている。</p> <p>(厚生労働省のみ) → 保育従事者等の処遇改善等加算に係る賃金改善については、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号）等に基づき、主に内閣府が中心となって当該算定基準の策定や仕組みの検討を行っていることから、同府と協議し、まずは同府において、全国の地方公共団体の実態を調査し、参考となる取組例の収集を行うこととした。現在、同府において、地方公共団体から収集した当該事例の精査を行っているところであり、本年 10 月には、その作業を終えて、全国の地方公共団体に参考となる様式や保育従事者等一人一人の賃金改善の確認方法を示す予定であると承知している。</p> <p>引き続き、同府と連携しながら、保育従事者等の処遇改善等加算</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p><主な調査結果> 今回、調査対象とした 28 市町村(注)のうち 16 市町村 (57.1%) は、国から示されている賃金改善実績報告書では十分な確認ができないなどとして、独自の様式や賃金台帳等を活用し、保育従事者等一人一人の賃金改善状況の確認を行っていたが、残りの 12 市町村 (42.9%) では、どのようにして保育従事者等一人一人の賃金改善状況の確認を行えばよいか分からないなどとして、賃金改善実績報告書のみでの確認にとどまっていた。</p> <p>また、独自の様式を定めるなど創意工夫した方法により、保育従事者等の賃金改善状況の確認を行っていた市町村の中には、賃金改善のために支給された金額の半分以上が経営者の親族 1 人に配分がなされているなど処遇改善等加算の目的に照らし不適切と考えられる事案を発見した例がみられた。</p> <p>(注) 市町村独自の取組を行っているため、処遇改善等加算に係る賃金改善要件分を申請した保育施設がない 1 市町村を除く</p> <p>6 その他 (1) 非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣府及び厚生労働省は、非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、地方公共団体等における臨時休園の実施基準を参考に、保育施設等の臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方を整理し、地方公共団体に提示するとともに、臨時休園の実施基準の設定を検討することについて地方公共団体に要請する必要がある。</p> </div> <p>(説明) <制度の概要等> 幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の施設長又は設置者は、非常変災その他急迫の事情があるとき又は感染症の予防</p>	<p>に係る賃金改善確認の対応に苦慮している地方公共団体の参考に資するよう、必要な支援の検討を行ってまいりたい。</p> <p>(内閣府のみ)</p> <p>→ 幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、非常変災その他急迫の事情があるとき又は感染症の予防上必要があるときは、それぞれ学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条又は学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定に基づき、臨時に「授業を行わないことができる」又は「学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされている。</p> <p>これに対し、厚生労働省所管の保育所及び認可外保育施設としても位置付けられる保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園については、自然災害発生時又は感染症流行時に臨時休園を行うことができる旨を定めた法令はない。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>上必要があるときは、文部省令等に基づき、臨時に「授業を行わないことができる」又は「学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされている。</p> <p>これに対し、保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設については、その施設長、設置者等が自然災害発生時又は感染症流行時に臨時休園を行うことができる旨を定めた法令はない。</p> <p>厚生労働省では、保育施設等の役割が、家庭において必要な保育を受け難い乳幼児を預かることであることに鑑みると、臨時休園の判断は教育施設よりも慎重に行わなければならないものの、保育施設等であっても乳幼児の安全の確保のため、施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられていないとしている。</p> <p><主な調査結果></p> <p>今回、調査対象とした149保育施設における、平成29年4月1日時点の自然災害発生時及び感染症流行時の臨時休園の実施基準の設定状況を調査した結果、臨時休園の実施基準を設定していた保育施設は、自然災害発生時に係るものが26施設（17.4%）、感染症流行時に係るものが11施設（7.4%）であり、いずれも地方公共団体が臨時休園の実施基準を定めていることを契機に挙げる施設が最も多かった。</p> <p>臨時休園の実施基準を設定していなかった保育施設（自然災害発生時：110施設<73.8%>、感染症流行時：125施設<83.9%>。いずれも設定状況が不明の施設を除く。）に対し、設定していない理由を確認したところ、「乳幼児を預けたいとする保護者がいる限り、臨時休園を行うべきでない」を理由に挙げる施設が最も多かったが、中には、「臨時休園を行う具体的な基準を決められない」、「臨時休園を行いたい時はあったが、制度上できないと思っていた」との理由を挙げる施設もみられた。</p> <p>他方で、臨時休園の実施基準を設定していなかった保育施設の中には、今後、臨時休園を検討せざるを得ない深刻な自然災害等が発生する可能性はあることから、保護者に対する説明のしやすさなど</p>	<p>このようなことから、厚生労働省と協議し、まずは同省において、これらの認定こども園を含む保育施設等における自然災害発生時又は感染症流行時の臨時休園に係るルール等の設定状況等の実態を調査し、その結果に基づき、国としての考え方を整理したいと考えている。</p> <p>(厚生労働省のみ)</p> <p>→ 本年度実施している調査研究において、内閣府の協力を得て、認定こども園を含む保育施設等における自然災害発生時又は感染症流行時の臨時休園に係るルール等の設定状況や、近年、自然災害が発生した又は感染症が流行した地方公共団体に対して臨時休園の対応等の事例を把握し、保育施設等が臨時休園するに当たっての課題やあい路等を整理することによって、国としての考え方を整理したいと考えている。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>の観点から、地方公共団体等の行政が主体となって統一的な臨時休園の実施基準を設定してほしいとの意見を挙げる施設もみられた。</p> <p>これに対し、内閣府及び厚生労働省では、保育施設等における臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方を示しておらず、地方公共団体等における臨時休園の実施基準の例を収集する取組も特に行っていない。</p> <p>(2) 保護者の安心に資する保育施設等に関する情報の開示の推進（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>内閣府及び厚生労働省は、保護者の安心に資する保育施設等に関する情報の開示を推進する観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、保育施設等において、保育士等の配置数の情報を保育施設等内に掲示するなどの法令で規定される保育施設等に関する情報の開示が確実に実施されるよう、地方公共団体に対し、監査の機会等を通じてこれらの情報開示の重要性や制度の内容を保育施設等に周知することについて要請する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>保育士等の配置数や提携医療機関などの保護者の安心に資する保育施設等に関する情報について、保育施設等は、児童福祉法等に基づき、保育施設等内の見やすい場所に掲示しておくことや、利用申込者に対して書面の交付等が求められている。</p> <p><主な調査結果></p> <p>今回、調査対象とした149保育施設において、保育士等の配置数等、法令上、保育施設等に掲示や利用申込者に対して書面交付等が求められる情報について、開示状況を調査した結果、ほとんどの保育施設（約7～8割）は、適切な情報開示を行っていたが、一部の保育施設（約1割）では、開示の重要性や制度の無理解などにより、</p>	<p>（内閣府及び厚生労働省）</p> <p>→ 上述した「都道府県等説明会」（本年2月18日開催）及び「全国児童福祉主管課長会議」（本年3月1日開催）において、都道府県等に本勧告内容を周知するとともに、都道府県等に対し、法令で規定される保育士等の配置数の情報を保育施設等内に掲示するなど保育施設等に関する情報について、監査の機会等を通じてこれらの情報開示の重要性や制度の内容を保育施設等に周知徹底を図るよう要請した。</p> <p>また、内閣府と厚生労働省は協力して、本年10月から、保育施設等の利用料が無償化されるに当たって、保護者の施設選びに資する観点から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の中で示した当該施設において必要な保育従事者数や認可外保育施設指導監督基準の適合状況など、保育施設等に関する様々な情報を一元的に管理する「子ども・子育て支援全国総合システム」に掲載される情報を拡充し、本年度中には運用を開始したいと考えている。</p>

勧告事項等	内閣府及び厚生労働省が講じた改善措置状況
保護者に対する情報開示を行っていない保育施設がみられた。	